

【参考：屋台・露店等での飲食店営業で取り扱いが可能な食品（例示）】

許可業種	分類	取扱品目
飲食店営業	煮物	おでん、スープ、モツ煮、豚汁、海鮮汁
	焼き物	焼き鳥、焼き餃子、ウインナー焼き、焼きトウモロコシ、イカ焼き、磯辺焼き、イワシ焼き、鮎焼き、海鮮焼き、ホタテ焼き、ウナギの蒲焼き（中心部まで容易に加熱できる大きさの食品に限る）
	お好み焼き類	お好み焼き、たこ焼き、チヂミ
	茹で物、蒸し物類	田楽、じゃがバター
	麺類	ラーメン、焼きそば、うどん・そば
	揚げ物類	鶏唐揚げ、メンチカツ、コロッケ、フライドポテト、揚げたこ焼き、揚げタコ（中心部まで容易に加熱できる大きさの食品に限る）
	ドッグ類	アメリカンドッグ、フランクフルト、ホットドッグ（既製品のパンに加熱したウインナーを挟むだけのもの）
	焼き菓子類	今川焼、たい焼き、大判焼き、焼き餅、五平餅、ベビーカステラ、ポップコーン、スイートポテト、クレープ（生クリーム不可）、ナン
	揚げ菓子類	ドーナッツ、チュロス、揚げパン
	団子類	焼き団子、みたらし団子（焼き団子に調味料で味付けしたもの）
	まんじゅう類	焼きまんじゅう、蒸しまんじゅう、おやき
	その他	おしるこ
	飲料	清涼飲料水、酒類 ① 缶、瓶、ペットボトル、ディスペンサー等に密封充填された清涼飲料水及び酒類を、その場で開封しコップ等に直接注ぐ行為 ② ①の清涼飲料水同士、酒類同士及び清涼飲料水と酒類を提供するコップに直接注ぐ行為 ③ コーヒー、紅茶等を熱湯により抽出し提供する行為 ④ ①から③に氷を加えて提供する行為
	削氷	かき氷（既製品の氷を削り既製品のシロップをかけただけのもの、トッピング等は認めない）
	アイスクリーム類	ディッシュアップアイス、押し出し式アイス（トッピング等は認めない）

注意

提供できない食品

米飯類（弁当、おにぎり、すし、カレーライス等）、調理パン類（ハンバーガー、サンドイッチ、ケバブサンド等）、漬物（きゅうりの一本漬け等の浅漬け）、冷やしパイン

生食用野菜・果物、生食用魚介類、生食用食肉、生卵（原材料として使用し、加熱調理して提供する場合を除く）

冷蔵保存を要する生クリーム類及び乳類（原材料として使用し、加熱調理して提供する場合を除く）